

但特別積立金ハ總會ノ決議ニ依リ之レヲ組合員ノ求濟其他
臨時ノ支出ニ充テ分スルコトヲ得

第十九條 準予備金及特別積立金ハ産業組合中央金庫信用組
合聯合會若クハ總會ニ承認ヲ經テ銀行ニ預入シタル
以テ國庫債券、地方債証券、貯蓄債券若クハ農工債券等
買入シテ之レヲ他ニ利用スルコトヲ得

但シ總會ニ承認ヲ經テ事業資金ニ融通スルコトヲ得
第廿章 概 則

第廿條 本組合ニ理事五名、監事三名ヲ置ク

理事ハ組合長一人ヲ互選ス

第廿一條 組合長ハ事務ヲ總理シ組合ヲ代表ス組合長事務
トキハ理事互選ニ依リ其代理者一名ヲ定ム

第廿二條 理事、監事、任期ハ三年トス

但シ再選ヲ妨ゲズ組合長、任期ハ理事、任期ニ從フ

補欠選挙ニ依リ就任シる理事ハ前任期者、任期ヲ

繼承ス

理事及監事ハ任期満了後ト雖モ後任者ノ就職ニ迄ハ仍其

三九

職務ヲ行フモノトス

第廿三條 辭任其他ノ事由ニ依リ理事又ハ監事ニ欠員ヲ生ジシキハ通常

總會ノ時期延滞豫メシ事能ハガ場合ニ限リ臨時總會ヲ招

集シ補欠選挙ヲ為スモノトス

總會ニ理事又ハ監事ノ辭任ヲ決議シルキハ同時ニ其補欠

選挙ヲ為ストヲ要ス

第廿四條 理事及監事ハ名譽職トス

理事及監事ニ總會ニ決議ニ依リ報酬、手當又ハ賞與ヲ

支給スル事ヲ得

理事及監事ハ並當ノ事由ナラシテ辭任スルコトヲ得

第廿五條 通常總會ハ毎年一回一月ニシテ開ク

臨時總會ハ左ノ場合ニ於テ之レヲ開ク

一 理事ハ必要ト認ルトキ

二 監事ハ産業組合法第三十四條ニ依リ必要ト認ルトキ

三 理事 欠ケタルトキ

四 産業組合法第二十條ニ依リ組合員ニ於テ總會招集

ノ請求アリタルトキ